

平成28年 第1回
教育委員会定例会会議録

平成28年1月12日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2437号

平成28年第1回定例会

日時 平成28年1月12日（火） 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委員長職務代理者	小 島 洋 祐
委 員	綱 川 智 久
委 員	永 山 幸 江
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	益 口 清 美
庶務課長兼務教育政策担当課長	佐 藤 雅 志
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	山 田 吉 和
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 1 第2431号 第16回臨時会（平成27年9月25日開催）

日程第2 審議事項

- 1 議案第1号 港区教職員安全衛生管理者等設置規則の制定について
- 2 議案第2号 港区教職員安全衛生委員会等設置規則の制定について

日程第3 教育長報告事項

- 1 寄付の受領について
- 2 平成27年度教育委員会表彰受賞者について
- 3 新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について
- 4 平成28年度学校給食費の改定について
- 5 問題行動調査の結果について

- 6 港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱（素案）について
- 7 港区いじめ防止啓発セミナーの開催について
- 8 後援名義等の12月分使用承認について
- 9 生涯学習推進課の12月事業実績について
- 10 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 11 図書館・郷土資料館の12月行事实績について
- 12 図書館の12月分利用実績について

「開 会」

○澤委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成28年第1回港区教育委員会定例会を開会いたします。
(午前10時00分)

本年最初の教育委員会です。よろしくお願いいたします。

昨日は、港区でも成人式が行われました。港区の成人はマナーもよく、女性の実行委員長から迫力あるとてもよいスピーチがありました。改めて若者のたくましさを感じました。

私と小島委員は、教育委員となって15年になります。成人された皆さんは、その当時5歳だったわけです。人間の成長は、15年間でこんなに目を見張るものがあり、次の世代の日本を背負って立つ人材として成長してくれていると実感しました。

8日(金)から三学期が始まりましたが、順調にスタートしているようです。

「会議録署名議員」

○澤委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いします。

第1 会議録の承認

1 第2431号 第16回臨時会(平成27年9月25日開催)

○澤委員長 日程第1 会議録の承認に入ります。

平成27年9月25日開催の第2431号第16回臨時会の会議録につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第1号 港区教職員安全衛生管理者等設置規則の制定について

2 議案第2号 港区教職員安全衛生委員会等設置規則の制定について

○澤委員長 日程第2、審議事項に入ります。

議案第1号「港区教職員安全衛生管理者等設置規則の制定について」、議案第2号「港区教職員安全衛生委員会等設置規則の制定について」この2件については、制定理由が共通しているため、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、2件について説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第1号「港区教職員安全衛生管理者等設置規則の制定について」、議案第2号「港区教職員安全衛生委員会等設置規則の制定について」ご説明いたします。

本件については、昨年11月10日開催の教育委員会定例会において、都費教職員を対象とした安全衛生委員会の設置について、概要をご報告いたしました。この度準備が整いまして、関係する2つの規則を新たに制定するため、議案として提出させていただきました。

初めに、議案第1号「港区教職員安全衛生管理者等設置規則の制定について」です。

資料は、1～5ページが規則の案文、6ページが規則制定の概要です。7ページには参考資料として、この体制の全体像がわかるように両規則共通の資料となっています。8ページには労働安全衛生法の関係条文を抜粋で載せています。適宜ご覧いただきながらご審議をお願いいたします。

6ページをご覧ください。

労働安全衛生法では、教職員が常時50人以上勤務する学校に、衛生管理者及び産業医を選任・設置します。また、教職員が10人以上50人未満勤務する学校に、衛生推進者を選任・設置します。

近年は、児童数の増加に伴い、学級数が増えており、これにあわせて教職員数も増加しています。今年度では、新たに小中一貫教育校となった白金の丘学園及び港南小学校が、教職員が50人以上の学校となっています。区では、これまで、区職員である用務主事、調理主事、事務職員や幼稚園教育職員、いわゆる区費教職員は、区的安全衛生委員会の中で対象とされていましたが、都費教職員は対象外となっていました。労働安全衛生法の改正を機に、教職員50人以上の学校には衛生管理者と産業医を、教職員10人から49人の学校には衛生推進者を選任・設置する内容の規則となっています。

また、法律では、1,000人以上の場合に総括安全衛生管理者の設置を義務付けています。港区の教職員の総数は800人弱ですが、全教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境を確保するため、教育委員会に、教職員の安全及び衛生に関する事項を統括管理する総括安全衛生管理者を選任・設置します。

以上の内容を規定するため、本議案第1号の規則を新たに制定するものです。

続きまして、議案第2号「港区教職員安全衛生委員会等設置規則の制定について」です。

資料の構成は同様です。

6ページをご覧ください。

労働安全衛生法では、教職員が常時50人以上勤務する学校に、学校衛生委員会の設置を規定しています。このため、白金の丘学園及び港南小学校に学校衛生委員会を設置します。さらに、全教職員の安全及び衛生に関する事項を包括的に審議するため、教育委員会に、港区教職員安全衛生委員会を設置します。

7ページをご覧ください。

2つの規則に関連するところを1つの資料で表しています。下線を引いた部分は、議案第1号の規則に関連する内容です。主に人を指しています。議案第2号は教職員安全衛生委員会の設置ですので、太い実線で囲んだ枠のところを指すものです。

教職員安全衛生委員会では、委員長は教職員総括安全衛生管理者として教育委員会事務局次長が、

委員は教職員安全衛生管理者として庶務課長が、管理職員は学務課長、指導室長、小学校長、中学校長としています。また、教職員の代表として養護教諭、都費栄養職員、都費事務職員が、また、2つの職員団体から推薦をいただきます。そして、産業医を1名置くこととなっています。港区医師会のご協力を得て推薦をいただきます。

このような構成で教職員安全衛生委員会をスタートさせていきたいと思っています。

また、白金の丘学園及び港南小学校では、このような構成で学校衛生委員会をスタートさせていく予定です。役割については記載のとおり、あくまでも、教職員の健康管理、事故防止ということで、公務災害の状況や健康診断の実施状況などを議題として、審議する予定です。

この2つの規則は、施行日を平成28年2月1日とします。

港区教職員安全衛生委員会につきましては、規則制定後速やかにスタートしていきたいと考えています。

説明は以上です。両議案について、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 教職員の安全衛生に関して、厚く保護していこうということですから、この規則の制定についてはもちろん賛成です。従前も安全衛生については、法律や規則があったと思います。今回、安全衛生委員会を設置するというのですが、従前はどんな形で安全衛生を確保する体制をとっていたのでしょうか。

○庶務課長 これまで、規定上は、区としての安全衛生委員会の規則が2つございました。これに該当する職員は、学校ではいわゆる区費教職員ですので、用務・調理主事や事務職員と幼稚園教育職員です。この職員は区的安全衛生委員会の中でカバーしていましたが、都費教職員に対しては、特にこれまで体制を整えていなかったため、新たな規則に基づいた体制をスタートさせるということです。

○小島委員 もう一点ですが、安全衛生と一つの言葉になっていますが、安全と衛生とでは概念が違うわけで、どちらも大事なことだと思います。参考資料の図を見させていただくと、港区教職員安全衛生委員会と学校衛生委員会とあります。学校衛生委員会は、学校安全衛生委員会ではなくて安全が抜けているのですが、何か意味があるのでしょうか。

○庶務課長 参考資料の裏面の8ページ、労働安全衛生法をご覧くださいと、安全衛生委員会は第19条に基づいて設置しており、これに基づいて規則を制定するものです。安全衛生委員会は、安全委員会と衛生委員会両方の機能を兼ね備えた組織ということです。

一方、衛生委員会は、第18条に基づいて設定しており、政令で定める事業所ごとに衛生委員会を設けなければならないと規定しています。

○小島委員 安全委員会と衛生委員会があるのですね。第19条では、両方を合わせて安全衛生委員会を設置することができるという意味ですね。

○教育長 第18条に、「次の事項を調査審議させ」と書いてありますが、抜粋なので次の事項があ

りませんが、この条文はどういう内容ですか。

○**庶務課長** 省略いたしました。一号では労働者の健康障害を防止する対策、二号では労働者の健康の保持増進を図るための対策、三号では労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るもの、四号ではその他、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。これが衛生委員会の調査審議させる事項です。

○**小島委員** 三号では、衛生に係るものに限定しているわけですか。

○**庶務課長** 三号は、労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関することです。これには入っていませんが、第17条では、安全委員会について規定されています。危険作業が伴うような事業所を対象に設置するものです。

○**小島委員** 学校現場では危険が伴うような作業はあまりないので、安全が消えたということでしょうか。わかりました。

○**綱川委員** 教職員安全衛生委員会等設置規則の第3条、安全衛生委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する、学校衛生委員会は白金の丘学園と港南小学校に置くわけですね。第2項の四では、職員団体等の推薦を得たもの2人以内と書いてあります。図では教職員2名を学校安全衛生管理者が選任と書いてあります。この条文には、学校管理者が選任すると書いてあります。各学校に両団体の人がいるかどうかわからないので「等」としたのでしょうか

○**庶務課長** 確かに、現段階においてどの程度組織されているのかどうかということはありません。様々なケースを想定した上で区の規則と整合をとりながら条文の構成を考えたところ。おっしゃるように「等」とすることで、いろいろなケースに対応できるような形になりました。

○**綱川委員** そうでしたら、この図にも記載をしたほうがよいと。フローでもよいと思います。

○**澤委員長** これは、4に相当するのではないですか。

○**綱川委員** 4に相当するの、推薦を得たものと書いてありますから、勝手に管理者が決めた場合に、もめたりすることにならないようにフローを書いておくのか、どちらか選んだほうがよいのではないですか。

産業医は医師会から推薦を受けるのですが、各学校の産業医が同一人物になる可能性もあるわけですね。

○**庶務課長** 綱川委員からご指摘いただいた条文との整合性については、参考資料を整理したいと思います。産業医の件については、おっしゃるように理屈上、同一人物となることは可能です。そのあたりも医師会と相談をしたところ。学校衛生委員会における各学校の産業医は、現在の学校医が資格をお持ちでしたので、両校とも学校医が産業医になっていただけというご了解をいただきました。全体の総括的な安全衛生委員会につきましては、ベテランの非常に学校現場に詳しい学校医に産業医を引き受けていただくことになりました。全て別人ですが、学校の状況を熟知してくださっている学校医になっていただけということで、とてもありがたいと思っています。

○**澤委員長** 学校には先ほどの話のように、区費職員も都費職員もいます。学校衛生委員会は、対象が都費職員だけとなると、同じ安全衛生という視点から2本立てみたいになっています。港区と

して制定するのですから、都費職員も含めて1本立てにしたほうがよい気もしますが、そうしない理由がありますか。

○**庶務課長** 考え方として一本化もあります。それについては区の安全衛生委員会を所管する人事課とも十分協議したところですが、学校という職場は事務職場とは異なる状況があって、一本化することは可能ですが、巨大化し過ぎると、教職員までの把握、健康管理と事故防止がメインですので、万が一、公務災害が起こった場合でも現場確認をするとなると教育委員会でないとわかりにくいところもあり、この体制がより機動的に進むようにという観点から、あえて教育委員会に置く形をとったところです。

○**澤委員長** 今後、実際に運用してみて課題が出てくるようであれば、その際に修正すればよいと思います。

○**綱川委員** 小学校の事務職員は大体が都費職員で、中学校では都費職員と区費職員がいます。命令系統は本来学校長ですが、都費職員は組合に加入しているか否かとか、何かわかりにくい気がします。澤委員長が言われるように一つにして、準じるとすればよいと思います。

○**澤委員長** 例えば、学校内で学校衛生委員会が開かれると、区費職員の栄養士は、自分とは関係ないというような思いを持たれてしまう。同じ学校の中で安全衛生の取組として委員会が設置されるのですから、その学校単位で議論をしてもらうのが自然なのだろうと思います。ただ、庶務課長が言われるように、現状は、区費職員と都費職員がいる二重構造のようになっていますからね。

区費職員は区全体の中でカバーしてもらえるけれど、都費職員には体制がなかったこと自体が大きな課題なわけです。対応としてこのような体制を整えるということで、採決に入らせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**澤委員長** それでは、採決に入ります。

議案第1号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**澤委員長** それでは、議案第1号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第2号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**澤委員長** それでは、議案第2号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 寄付の受領について

○**澤委員長** 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

「寄付の受領について」説明をお願いします。

○**庶務課長** それでは、「寄付の受領について」ご報告いたします。

資料ナンバー1をご覧ください。平成27年度12月までに受領した寄付について、資料のとおり

り2件ございました。それぞれご説明いたします。

初めに、白金小学校です。本年、開校140周年を迎えたことから、PTAと開校140周年記念実行委員会から音響反射板を10枚受領しました。12月5日に行われた記念式典の際に、児童合唱団の歌声をご披露いただきましたが、その際にこの反射板が使用されました。教育委員の皆様もお感じいただけたと思いますが、よりすばらしい歌声が前面に響きわたるように感じられました。早速使用できたことで、学校も喜んでいていると思います。

次に、(株)世界貿易センタービルディングの設立50周年事業の一環として、小・中学校等の教育活動に役立てていただきたいということで、全区立小・中学校に加え、区立図書館全館等、児童・生徒が利用する施設へ「世界の動物遺産」という書籍を42冊ご寄付いただきました。この書籍は、岩合光昭さんを初め著名な写真家が、絶滅の危機に瀕する動物たちの生きる力の、決定的な瞬間をとらえた写真集で、とても貴重な写真が掲載されています。学校では、学校図書館に置く児童・生徒の興味を引くよい書籍であると思っています。有効に利用していただきたいと思っています。

この書籍は、今週中に各学校に配送予定と聞いています。

以上2件については、どちらも100万円以上の価格ということから、規定に基づき、通常の受領書、御礼状に加え、教育委員会から感謝状を贈らせていただきました。

以上、簡単ですがご報告いたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

白金小学校の音響反射板は、庶務課長が言われたように早速使われていますが、結構高価なものですね。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

2 平成27年度教育委員会表彰受賞者について

○澤委員長 次に、「平成27年度教育委員会表彰受賞者について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「平成27年度教育委員会表彰受賞者について」ご報告いたします。

資料ナンバー2です。教育委員会では、区立幼稚園、小・中学校及び在籍する幼児・児童・生徒を対象として、別紙1のとおり、表彰基準に基づき、東京都大会規模以上の大会で優秀な成績を収めたとき、またその他模範となる顕著な功績があったときに毎年度表彰を行っています。今年度も各学校や関係方面に調査、確認をして、推薦をいただきました。審査の結果、別紙2の名簿のとおり、53名の児童・生徒を教育委員会として表彰いたします。

昨年度は39名、1団体でしたので、今年度は大分増えています。39番までは団体スポーツとして野球やチアリーディングを地域のクラブチームにおいて活躍した児童・生徒です。一つのグループとして人数が多いので、全体の人数が多くなっています。40番以降は、個人で、文化からスポーツまで様々な分野で活躍した児童・生徒です。

改めて、地域のクラブチームでの活動がこれほど幅広く行われていること、個人が非常に努力し

て、よい成績を収めていることがわかります。今後、東京都大会にとどまらず、全国大会、将来的にはオリンピックを含め、活躍が期待できるものと考えています。

表彰式は、2月8日（月）午後4時から、区役所9階の大会議室で、区長をお迎えして行う予定です。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 毎年、子どもたちの励みになってよいことだと思っています。昨年度は39名、本年度は53名と増えてきて、予算的なことが気になります。今後、基準を見直す必要があるのではないかと、受賞者名簿を見て感じましたが、どうですか。

団体スポーツの受賞者に対しては、団体として与えるのか、個人で与えるのか。団体として表彰するケースが昨年度は1団体あったということですので、その辺も含めてどうなのか見解を伺います。

○庶務課長 ご指摘のとおり、受賞対象が増えるのは非常に喜ばしいことではありますが、財政面での問題は当然あります。少なくとも制限をかけるものではないと考えています。子どもたちの努力に対して、教育委員会として素直にお祝いの気持ちを表したいと思っています。昨年度は、白金小学校の合唱団を学校の活動ということで団体として表彰しました。先ほども申し上げましたが、地域のクラブチームでの活動の実態がどのようなものなのか、これを団体と見るかどうかは非常に難しい問題です。団体の捉え方をどうしていくか検討する必要性はあると思います。個別に見ますと、当然区立小・中学校の児童・生徒だけで構成されているわけではありませんし、逆に、港区外のクラブチームで活躍する区立小・中学校の児童・生徒もいますから、団体なのか、個人なのか非常に難しいところがあると思います。

○澤委員長 48番の6年生の女子は1人だけです。残りのメンバーは、港区外の児童なのでしょうね。確かに、庶務課長が言われているように、団体なのか、個人なのか難しい問題ですね。

○庶務課長 48番の児童は、品川のクラブチームに所属していて、そのチームの一員として東京都の大会に出場し優勝したということです。

○澤委員長 品川のクラブチームだから対象外とするのでは気の毒ですからね。

○綱川委員 ぜひ、励みにしてほしいですからね。

○澤委員長 検討事項はありますが、この件はよろしいでしょうか。

(なし)

3 新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について

○澤委員長 次に、「新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について」説明をお願いします。

○教育政策担当課長 「新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について」資料ナンバー3でご報告いたします。

虎ノ門三丁目で実施している新教育センターの整備事業については、気象庁虎ノ門庁舎（仮称）との複合施設として、国との合同PFI事業として実施しています。事業期間は、地区計画策定手続を経て、平成29年3月までとじていましたが、周辺の道路整備に関する関係者との協議、建築に要する技術者の不足による工期の延伸や、昨今の建設工事に係わる経費の高騰に伴い、階数の縮小などコストダウンの検討に時間を要したことから、事業期間を3年延長すると国土交通省から通知がありました。国との受託契約に関しても、事業期間を同様に変更するものです。

現在の契約の内容は、事業期間が平成29年3月31日までとなっていますが、平成32年3月31日までと変更します。3年延長するものです。

今後の予定としては、区民文教常任委員会に報告後、平成28年第1回区議会定例会に議案として提出いたします。区議会での議決を受け契約変更の手続をする運びです。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 いろいろな理由から受託契約の内容を変更するということですが、受託契約の変更は、事業期間の変更だけですか。

○教育政策担当課長 現時点では、事業期間のみの変更です。契約金額等の変更の予定はございませんが、今後最終的に精算という行為が出てきますと必要に応じて金額の変更は考えられます。

○小島委員 コストダウンのために、階数の縮小などと書いてあります。階数の縮小などに伴って、新教育センター部分に何らかの影響はないのですか。大丈夫ですか。

○教育政策担当課長 当初15階建てを予定していたところですが、建築に要する経費の圧縮のため、14階建てにするということです。階高は1つ下がりますが、横に広げて、延べ床面積はトータル的には変わらないということです。もともと床面積は約4,000平米を予定していましたが、変更後も同様の面積を確保しています。階高の変更によりコストダウンが図られると聞いています。

○綱川委員 階数を下げることによって、階段部分やエレベーター部分がなくなりますので、横に広げたほうがコスト的には安くなると思います。面積的にも、助かるわけです。

別の質問になりますが、この契約は、こちらからすると、委託契約ではないかという気がしますが、あくまでも国が中心となってこういう手続きをするものですか。また、契約金額は変わらないということで、本日、報告事項として出されていますが、どこで審議するものなのですか。

○教育政策担当課長 区長部局の契約管財課が所管する契約案件として、常任委員会への報告も区議会への議案提出も契約管財課が行います。

○綱川委員 この案件が議会に議案として提出される前に意見聴取があります。その時に異議がないと回答すればよいということですか。委託契約なのか受託契約なのか、違和感があります。後でよいので、確認してください。

○小島委員 国は、港区から受託したということですね。

○綱川委員 国としては受託ですが、こちらからは委託ではないですか。

○教育政策担当課長 国の説明では、こういった合同で実施する事業の場合は、地方自治体からの

委託で整備していくということです。

○小島委員 地方公共団体から見れば委託ですが、国から見ると受託ですから受託契約となるのですね。

○教育長 文言を少し整理することにしましょう。

○澤委員長 文言の使い方を整理する必要がありますが、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

4 平成28年度学校給食費の改定について

○澤委員長 次に、「平成28年度学校給食費の改定について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成28年度学校給食費の改定について」ご報告させていただきます。
資料ナンバー4をご覧ください。

区では、平成26年度の消費税率3%の引き上げや最近の物価上昇に対して、食材選びや献立の工夫等でこれまで何とか対応してまいりましたが、現行の学校給食費では賄うことが困難な状況となっております。そのため、平成28年度の学校給食費を改定させていただきます。

1 これまでの経緯です。

区はこれまで、国の学校給食実施基準、これは国が必要な栄養量や食事内容を定めた基準ですが、小学校低学年であれば、1回1食あたり米は50グラムが必要というものです。この基準の改定、物価上昇、消費税率の改定等を理由に学校給食費を改定しています。平成21年度の前回改定の際には、それまでの物価変動や給食回数の増加を勘案し、学校給食費の改定を行っています。

2 改定に当たっての基本的な考え方です。

(1) 学校給食の質の確保です。区では、できる限り国産食材や減農薬・減化学肥料の特別栽培農産物等を使用することとしており、今後も、安全安心の視点から学校給食の質の確保を図ってまいります。安価な食材を利用すれば、それなりにやりくりは可能ですが、やはり質の確保を第一に考えてまいります。

(2) 公費負担です。区では、学校給食の安全安心にかかる特別栽培農産物等の購入については、その一部を公費負担で対応してきました。現在、23区中8区が公費負担を行っていますが、港区は学校給食費の7%程度を負担しており、公費負担額は23区の中でも2番目に多い状況です。学校給食の質の確保、安全安心な食材の使用のため、平成28年度も引き続き公費負担を行います。

(3) 保護者負担です。学校給食法では、食材の費用は保護者の負担と定められています。食材価格の上昇や給食回数の増加等については、これまでも保護者負担額の引き上げで対応してまいりました。今回の物価上昇分についても、同様の対応とします。

なお、食材の費用は保護者の負担と定められているのになぜ公費負担をするのかについて、国は、禁止ではないが、原則、食材は保護者に負担していただくようにということです。

また、港区の保護者負担額は、現在23区の中で、小学校が上から17番目、中学校は18番目と、低い状況です。因みに引き上げた後は、他区が引き上げないとして仮定して、平成28年度改

定後は小学校で11位、中学校で9位になります。

3 改定の内容です。

平成21年から平成27年までの東京都区部の食品の物価上昇率は5.5%となっています。

また、区においても毎年各食材の価格等を調査し、食材価格の上昇を確認しています。

そのため、食品の物価上昇率に合わせて現行の学校給食費を5.5%引き上げます。

(1) 東京都区部の食品の消費者物価指数です。平成21年の物価指数を100とした場合の東京都区部の食品の消費者物価指数です。都内全域ではなく、区部のさらに食品に限定したものです。平成27年度は105.5で、5.5%の上昇となっています。こちらは、食品の中でも学校給食で使用しない菓子類・調理食品・飲料・酒類・外食を除いて算出しています。平成27年については、12月分が未確定なため、1月から11月までの平均値としています。

(2) 学校給食費(月額)です。小学校低学年の改定後は4,170円、中学年(3・4年生)は4,560円、高学年(5・6年生)は4,950円、中学校が5,590円です。

(3) 学校給食の1食単価です。小学校低学年の改定後は236円、中学年は258円、高学年は280円、中学校が324円です。

(4) 改定時期です。平成28年4月からを予定しています。

(5) 今後のスケジュールです。1月22日に区民文教常任委員会へ報告、2月に保護者あて改定通知を送付、4月に学校給食費の改定予定となっています。

簡単ですが、説明以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○永山委員 学校の給食は、本当においしいと子どもたちから評判が高く、とてもありがたいと思っています。給食費を払わない家庭が問題になっていましたが、未払分は、保護者負担額の中から負担したのでしょうか。それとも、公費で負担したのでしょうか。

○学務課長 未納率は、平成25年度は小学校が0.2%、額で54万円、26人です。中学校が0.4%、額で36万円、15人です。未払分を公費で負担しているのか、他の保護者が負担しているのかというご質問ですが、突然の欠席の場合は、給食費を返還しておりません。事前に何カ月休むという予定の場合ですと、給食費を払っていただいていませんが、給食費を返金していない分で十分賄いが可能です。ですから、公費から負担していることはございません。それによって給食の質が低下することもございません。

○綱川委員 学校給食費(月額)は税込みですか。無税ですか。実際に払う額ですよ。

○学務課長 これについては無税です。実際に払う金額です。

ただ、食材を購入するときは消費税がかかりますので、その分は保護者に負担していただいていることになります。

○小島委員 学校給食は、永山委員も言われるようにとてもおいしいです。子どもたちにとっても、保護者にとっても助かっているだろうと思いますが、子どもの貧困など、今、種々重要な課題があります。生活保護を受ける場合は、給食費はその中から出るということで、配慮はされているので

すが、やはり給食費が上がると家計が大変だというご家庭もあるのではないかという気もします。しかし、この物価上昇から考えればやむを得ないのかなとも思います。この値上げによって、かなり負担だというご家庭はどの程度あると思われますか。

○学務課長 一定の収入以下の方は生活保護で、また、就学援助制度をご利用いただくことで対応させていただきます。何よりも給食の質の向上につながりますので、ご理解をいただきたいと考えています。

○小島委員 就学援助は、生活保護の1.2倍ですか。若干アップするような予定を教育委員会としては考えていないですか。

○学務課長 就学援助に関しましては、他区との比較をしますと、港区はその中では手厚い区となっています。23区ではトップレベルと考えていますので、今のところ、改正することは考えておりません。

○小島委員 多分、区議会等からも質問は出るだろうと思います。保護者へのアンケートはとったのかなど、いろいろな質問が予想されますが、ただ、値上げですというだけでなく、もっと説明も必要ではないかという気がしたもので質問しました。

○澤委員長 確かに、値上げすることになりますが、区民文教常任委員会へ報告をして、2月には保護者あて改定通知を出すということなので、小島委員が言われたように、ある程度丁寧に改定の理由を説明することを教育委員会としてやらなければならないと思います。物価が上がって1食十何円上がりますという説明だけでなく、今、示していただいたような数値をきちんと出して、丁寧に改定の理由を入れていただきたいと思います。

○綱川委員 この上がった分は、就学援助にも連動するのですね。

○学務課長 直ちに生活保護も就学援助も額が上がります。

○澤委員長 平成26年ぐらいから物価が上がってきて、給料が上がっている人もいますが、小島委員が言われるように、必ずしも給料上昇の恩恵を受けてない方もおられると思います。いずれにしても丁寧な説明をよろしくお願いします。

それでは、この案件は、よろしいでしょうか。

(なし)

5 問題行動調査の結果について

○澤委員長 次に、「問題行動調査の結果について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「問題行動調査の結果について」ご報告いたします。

文部科学省による問題行動調査の結果は、例年夏ごろご報告させていただいたところですが、平成26年度については都の集計が遅れたことにより、この時期のご報告となりました。

資料ナンバー5をご覧ください。

初めに、港区の小・中学校におけるいじめの認知件数の推移について報告いたします。

いじめの認知件数は、小・中学校合わせて28件となっています。平成25年度に比べて、小学

校では減少、中学校ではやや増加しています。件数が増加した要因として、各学校においてアンケート調査や個人面談等を実施し、これまで以上に児童・生徒の状況把握に努めたことで、子どものサインを見逃さずに、いじめの早期発見につながったことが上げられます。また、1校あたりの認知件数が、小学校では0.63ポイント、中学校では1.60ポイントとなっており、国や都よりも低い水準です。件数については、その年によって多少推移しますが、港区は比較的落ちついた形で推移していると捉えています。

今後も、面談及びアンケート調査の実施やスクールカウンセラー等による教育相談の充実を図るとともに、学校いじめ防止対策委員会における取組の充実や港区子どもサミットの実施など、引き続きいじめの未然防止に努めてまいります。

次に、港区小・中学校における不登校児童・生徒数の推移について報告します。不登校については、小・中学校とも、ほぼ横ばいの傾向であると捉えています。不登校に至った理由としては、不安であったり、情緒的な混乱というものが、小学校で約6割、中学校で約5割、そのほかにも無気力等が小・中学校ともに1割程度という状況です。いずれにしても、不登校となった児童・生徒に対しては、継続しての指導と対応が必要と考えています。また、学校や関係諸機関と連携しながら、今後も対応してまいります。特に、つばさ教室については、小学生は少ないのですが、中学生は今年度11名です。昨年度は4名ですから増加傾向です。中学生については関係機関と連携して対応を進め、進学等、進路の保証を視野に入れて指導します。

平成28年度は、不登校に関する講演会を実施するなど、さらなる状況の改善に向け、努めてまいる所存です。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 不登校の最近の状況を聞きますと、就学に対する意識が低い保護者がいる。要するに以前は、家にいて学校へ行かなかったり、学校がいやだと言ったら、まずは行きなさいと必ず言うと思うのですが、今は、保護者が先に出勤してしまって、子どもが学校へ行かず家にいても平気だったりするような状態で、保護者に対する指導とか教育と言うのも変ですが、何か試みのようなことをしていますか。

○指導室長 実際に、家庭の状況や親子関係などから、学校に来られない児童・生徒がいるということについては、ある程度数字として把握しています。いずれにしても、子ども家庭支援センター等と連携をしながら、ケース一つ一つに対して丁寧に対応していかなければならないと考えています。

○綱川委員 少し前にあった例では、家出ではないのですが、ちょっと姿を消した子どもがいました。兄弟の面倒を見るために学校へ行けなかったという事例です。ぜひ、小まめに対応していただきたいと思います。つばさ教室に通う子どもを知っていますが、つばさ教室に行くようになって学校へ行けるようになったと聞いています。区が手厚く対応するのは大切ですが、保護者の協力がなければうまくいかないと思いますので、その辺も継続してよろしくお願いします。

○澤委員長 綱川委員が言われたように、保護者にもいじめの問題だけでなくいろいろと意識を持っていただきたいです。虐待のような事件がマスコミや新聞に報道されていたりしています。学校現場も大変な忙しさですから、何から何まで学校ではないだろうと思うのです。

○永山委員 発生件数の捉え方ですが、学校が認知した件数とあります。何件か学校に伝えてもいじめと捉えてもらえず、1対1のけんかのような処理をされてしまうケースがあります。教育委員会としては、そのような件数も一応把握しておいた方がよいかと思います。件数があるということは、学校から報告書が上がってくるということですね。その欄に、保護者はどう捉えているかという欄が一つあると、件数も違ってくるのではないかと思います。東京都に報告するまではいかにいかにしても、基本的に把握はできているのでしょうか。

○指導室長 いじめの件数は、あくまでも定義に基づいて、アンケート調査で本人がいじめと感じたとか、本人からの訴えや保護者からの訴えがあって、学校がその状況を把握した件数として上げています。以前の発生件数よりもかなり確かな数字が上がってきていると我々は捉えています。ただ、様々な声を教育委員会へもいただいておりますので、一つ一ついじめの認知件数として上げない場合でも、学校がしっかり対応するように、個別の聞き取り等を行い、解決に向けて対応しているところです。

○教育長 矢印の図で示すとおり、定義が変わってきています。件数の捉え方も、今までは学校がいじめと確認した件数を発生件数としていましたが、平成18年に定義が変わって、本人や保護者、周囲の人からの訴えに基づいて学校が状況を把握するものはすべて件数として数えているので、平成15年度からの発生件数の推移では、平成18年度から相当増えています。これは、今まで学校がいじめと認めないといじめとされなかったものが、いろいろなところからの情報に基づいて、学校がそれを知るようになったことが件数増加の理由です。定義が変わってきておりますので、永山委員が言われたことについても、学校がいろいろなところからの情報をもとに認知し対応している状況です。

○澤委員長 永山委員が言われたように、学校が1対1のけんかではないかと状況を把握したケースについて、保護者がそれを納得したのかどうかわからないということも多分あり得るだろうと思います。確かにその辺はなかなか難しいところがあります。ただ、一時期そういう状況があっても、最終的に本人が元気に通学して自分なりに励んでもらえればよい。そういう指導を学校としてやっていただき、最終的に子どもたちが元気に一生懸命、自分の目標に向かって努力できるような教育ができればと思います。

○小島委員 永山委員の話ですが、やはり学校側の認識と保護者・児童の認識が違うということは、当然起こり得る問題だと思います。学校がそれを認知したかどうかの判断について、保護者が不服ある場合について、救済的な措置を態勢的にとるかどうか。例えば、学校側がそれは1対1のけんかだからいじめではないと判断したときに、保護者がそれに対して不服を言う機会を態勢的に整えるかどうかをまず考えないと、保護者の思いは解消されないのではないですか。

○指導室長 いずれにしても、いじめにかかわらず、子どもたちのけんかや様々な出来事を学校と

して丁寧に一つ一つ解決しなければいけない。件数に上げたから対応して、件数に上がらないから対応しないということはありません。まず、基本は学校が丁寧に子どもや保護者の訴えに対して真摯に向き合い解決をしていくことです。その上で、もし解決に向けて学校がなかなか対応しないことになったときは、ご連絡をいただき、こちらから学校へ解決するよう指導をしていく段取りは常に持っています。いじめに限らずいろいろな問題行動の解決も教育委員会の役割として対処しています。

○**小島委員** 以前、私が区の人権擁護委員や公の相談を担当していた時に、学校がいじめとして対応してくれない場合は、人権擁護委員会でもいじめ110番のように人権擁護委員がそれを受け付け、学校や教育委員会に連絡をとって対応する方法もあると説明をしたことがあります。救済というような制度もあることを周知したほうがよいのではないですか。そうでないと、永山委員が言われた問題は解決されません。

○**綱川委員** 区民の声として広聴メールが送られたことも今まではあったようです。そういう手段もあるのですが、クレーム的になってしまうと、指導室がその対応に追われることになりまから、学校が責任を持って対応しないとどうしようもないですね。

○**澤委員長** 綱川委員が言われるように、この問題は、認知されればよいということではなくて、子どもが元気に友達と学校に通えるようになるかどうかが問題です。学校側の姿勢としては、保護者から問題提起があったときには調査を行った上で、いじめではないと判断してもその後をきちっと見ていただいて、大事に至らないように対応をしていただくことが大切だと思います。それが深刻な事態に発展する芽なのか、一過性のものなのか、そこは学校側の教員や保護者がさらに観察し、まずいよという場合には、人権擁護委員会や教育委員会に持ち込むなどしていただき、子どもが元気になるって特に問題もなく大丈夫であればよいわけです。

○**小島委員** 現場の教員のいじめに対する感覚や対応を高めてもらうことがやはり一番ですね。

○**綱川委員** そうですね。教育現場で何が原因なのかやはり細かく見ていただいて、いろいろな声をうまく拾い上げるシステムが必要ではないかということですね。

○**永山委員** 学校では、学力向上に向けて対応することがたくさんありますのでとても大変だと思います。そのために、各学校にいじめ防止委員会ができたわけです。メンバーの方々の中には青少年委員など地域の方も入っていますから、ぜひ支援をいただいて、いじめの件数をなくし、学校に行きたくないという子どもが1人でも減っていただけたらと思います。

○**指導室長** ただいまご指摘いただいたことですが、学校ではアンケート等を実施していますし、月ごとに簡単な調査もしています。また、法律に基づいていじめ防止委員会が学校組織として対応しています。そこで拾い上げられない事案があった場合でも、こちらがきちんと把握し、必要に応じて校内委員会へこれは取り上げるべきではないかと、学校へ伝えることはできると思います。

また、いじめ110番に関わっては、当然教育センターの教育相談電話もありますし、東京都でも国でも様々な相談専用の24時間ダイヤルや相談センター、いじめ相談ホットラインもあります。そういったものも紹介しながらしっかりと対応できるようにしていきます。いじめが原因で学校に

行かれない子どもがいるということは非常に悲しいことですので、そういったことがないように一つ一つ解決していく。いじめはどの学校でも起こり得るという認識は、大分学校に定着はしてはいるものの、一度解決しても、子どもたちの心の奥に残っているということもありますので、継続してしっかり対応していきたいと思います。

○澤委員長 いずれにしても、いじめの問題への対応は個人の感度にかかなり依存します。大事に至らないように未然にどうやってうまく拾い上げるかが大事です。

○綱川委員 やはり、蓋をして何もなかったようにすることは問題です。地域が協力していかないと、子どもたちを皆で見守るという態勢をつくってもらわないと。校長に言っても動いてくれなかったら、自分たちが動こうというところもあります。高陵地区では、そういうことを地域の方々が集まって毎月やっています。そのメンバーが保護者に、こうすればよいなどアドバイスをしたり、地域が協力していかないと、いじめ防止委員会ができたからよいということではないですから。

○澤委員長 P T Aや地域の方々に、学校が気軽に話ができる、相談してみようかと思えることが大事です。学校だけで全部解決しようというのは無理です。学校は社会に出るときの基礎的な教養と学力を身につけてもらうところなのであります。

いろいろご意見をいただきました。教育現場が負うところが非常に大きいので、改めて指導室長よろしくをお願いします。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

6 港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱（素案）について

○澤委員長 次に、「港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱（素案）について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱（素案）について」ご報告いたします。

まず、資料の説明をいたします。

資料ナンバー6は、概要です。

資料ナンバー6—2は、要綱の素案です。

資料ナンバー6—3は、要綱に係る留意事項の素案です。

資料ナンバー6—4は、要綱等（素案）の規定についてとして、図で法律と策定する要綱の規定について説明した資料です。

資料ナンバー6をご覧ください。

1 策定の背景です。

障害者差別解消法が平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されます。全ての国民が障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。

この法律は、地方公共団体の機関である教育委員会や区長部局に対し、当該機関の職員が適切に対応するために必要な対応要領の策定を求めています。

教育委員会は、区長部局とともに、障害者差別の解消に取り組んでいくため、要綱と要綱に係る留意事項を策定するものです。

資料ナンバー6—4をご覧ください。

赤い4本の矢印部分が重要なポイントです。

法第10条、学校職員に対する【要綱】【留意事項】の作成根拠とあります。第1条項に、地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとするという規定があることから、要綱と留意事項を作成するものです。

法第2条、定義が明確にあるほうがよいということから、要綱第2条に用語の定義を追加します。

法第7条、不当な差別的取扱いの禁止及び社会的障壁の除去に向けたと合理的配慮の義務について、要綱第3・4条及び留意事項に規定します。

文科省からは、まだ対応要領と留意事項について示されておりませんが、港区は先んじてこれを作成します。合理的配慮や不当的差別取扱いの禁止については、留意事項の素案として出しているところです。

法第14条、相談や紛争のための体制の整備として、港区教育委員会障害者差別相談委員会の設置を要綱第8条に定めます。

なお、法第17条以下、「障害者差別解消支援地域協議会」は、区長部局が組織し、区長部局の中で教育委員会の事案についても、この協議会の中で協議することになります。

申しわけありませんが、資料ナンバー6—4の資料の中で文言が出ていないところがあります。大変失礼しました。後ほど訂正させていただきます。

再び資料ナンバー6をご覧ください。

2 要綱の策定です。

(1)については、今ご説明申し上げたとおりです。区は、区の各機関全ての職員が遵守すべき区職員の要綱と留意事項を定めます。教育委員会は、障害児への配慮等独自性が求められることから、学校職員を対象とする要綱と留意事項を別に定めます。

(2)教育委員会には、学校職員服務取扱規程があります。その中に、障害を理由とする差別の禁止を規定します。

資料ナンバー6—2をご覧ください。

要綱第1条から第9条までを簡単に説明いたします。

第1条では、目的として対象職員を規定しています。港区立幼稚園、小学校及び中学校に勤務する幼稚園教育職員、県費負担教職員、非常勤職員及び非常勤講師です。

なお、区では、港区職員取扱規程に応じて同様に作成します。

この下線部が、港区職員の要綱と異なる部分です。

第2条では、定義を規定しています。法律の中で定義する用語をそのまま引用します。

第3条（不当な差別的取扱いの禁止）、第4条（合理的配慮の提供）については、この後、資料ナンバー6—3で説明します。留意事項を別に定めるとする規定です。

第5条（校長等の責務）は、校長や園長は、障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう指導監督し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、その認識を深めさせ、適切な合理的配慮を行うよう指導することを義務付けるものです。

第6条（委託等における措置）では、校長等は、業務を委託する場合や、第1条で規定する教職員以外の者に、学校等の業務を行わせる場合に、本要綱や留意事項を踏まえた適切な対応に努めさせることを規定しているものです。

第7条（相談窓口の設置）は、指導室に学校職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族等からの相談に対応するための相談窓口を設置するというものです。これまで、差別等があった場合には、指導室で対応しておりますが、しっかりと明確に位置付けるものです。

第8条で、相談等に迅速かつ適正に対処するため、教育委員会障害者差別相談委員会を設置します。

委員会の構成は、委員長は教育委員会事務局次長で、副委員長は指導室長が、委員は庶務課長、統括指導主事、幼稚園代表園長、小・中学校代表校長を充てることとしています。

第9条（研修及び啓発）は、学校職員に対し必要な研修及び啓発を行うことを規定し、計画的に研修及び啓発を行う予定です。

資料ナンバー6—3をご覧ください。

要綱に係る留意事項（素案）です。

不当な差別的取扱いの考え方、正当な理由の判断の視点、不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の基本的な考え方、過重な負担の基本的な考え方、合理的配慮の具体例、学校等の事務又は事業以外の事務又は事業を行う場合における配慮すべき事項をまとめたものです。

学校は、来校した障害のある方に対応するだけでなく、そこに通う児童・生徒がおります。不当な差別的取扱いの具体例のうち下線部分は、学校特有の例示です。

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例としては、試験等において合理的な配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差をつけたりすることが挙げられます。これは、合理的配慮をしたことを理由で、通常より悪い評価をするということがあってはいけないということです。

不当な差別的取扱いに当たらない具体例としては、合理的配慮をするために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ、「障害の状況を確認する。」「障害のある幼児・児童・生徒のため、通級による指導を実施する場合は、また特別支援学級において、特別の教育課程を編成する。」があります。

合理的な配慮とは、基本的に施設の構造や施設の整備や予算の関係など、様々な具体例があります。これが過重な負担にならないよう、対話による相互理解を通じて合理的配慮について合意形成を行うということとなっています。

したがいまして、ここに幾つかの例を出していますが、合理的配慮については、これからも様々

な具体的な例が出てくるものと考えています。

国としても、そのような事例をホームページ等で紹介をしていくと言っています。記載されている以外にも、様々な合理的配慮が必要になってくる部分があると思います。

再び資料ナンバー6をご覧ください。

5 策定スケジュールです。

障害者差別解消検討委員会で検討されたことが、今回、要綱の素案としてご報告させていただいていますが、この後、1月18日に庁議で素案を報告し、1月22日に区民文教常任委員会へ報告、2月中にパブリックコメントと、幼稚園、小・中学校PTAや障害者団体等の意見聴取を行い、3月1日に第4回差別解消検討委員会を経て、3月開催予定の教育委員会定例会においてご審議いただき、それを庁議にて報告し、4月1日からの施行に備えたいと考えています。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 先ほど議案となった安全衛生の規則の制定は、法律が制定されたことに伴って具体的な規定を設けるということでした。この障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱も全く同じようなものだろうと思います。

従前、このようなことに何も配慮をしていなかったわけではなく、障害者も健常者も実質的に平等に取り扱われることがとても大事なことで、これまでも行ってきたけれども、法の制定に伴って、きちんと整理しようということですね。この要綱の中身はなるほどそのとおりという内容ですから、これでよいと思います。

具体的な点について、今後、どう運用されていくかが大事なのでしょうか。

非常に大事なことが、要綱や留意事項として規定されたという感想を持ちました。

細かい点ですが、資料ナンバー6—2要綱第1条（目的）では、要するに、港区教育委員会に所属する教職員は全員ということですよ。除外はあるのですか。

○指導室長 こちらについて除外はございません。ただ、学校現場では教職員以外にも子どもたちの教育に携わる方が入ります。区の職員等の規定に基づく方たちもいます。学校の授業以外に携わる場合、区の業務を携わるような場合、例えば教員が区主催のコンクールの審査をするようなときなどです。逆に区の職員がこちらに入る。また、区が委託する業者として、スクールカウンセラーの方々が入ってきた場合には、この要綱や対応要領に基づいて努めなければいけないということです。それを双方に補完する形でこの要綱が2つ作成されています。

○小島委員 業務委託は、どこがするのですか。

○指導室長 それは指導室です。仕様書等にもこういったことを盛り込みます。

○澤委員長 このような一つ一つ細かな配慮を皆さんが身につけることによって、よりよい社会ができるような方向に向かうことが目的だろうと思います。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

7 港区いじめ防止啓発セミナーの開催について

○澤委員長 次に、「港区いじめ防止啓発セミナーの開催について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「港区いじめ防止啓発セミナーの開催について」資料ナンバー7でご報告します。

これまで、いじめに関わる様々な特徴について、広く区民に周知しているところですが、このたび実施した「港区子どもサミット」を受けて、区民に向けていじめ防止の取組について、改めてPRする機会として開催するものです。

日時は、平成28年2月2日（火）午後3時からです。

会場は、みなとパーク芝浦 男女平等参画センター（リーブラ）1階ホールです。

参加者は、代表小学校高学年児童2名、代表中学校生徒会生徒2名、幼・小・中の保護者、地域の皆様、幼・小・中の教員。そして教育委員の皆様にも参加していただき、全大会Ⅰの中で、子どもたちの発表を受けての意見交換等においてご発言をいただければと思います。

テーマは、「いじめをどうやって防ぐか？～援助希求のサインを見逃さないために～」とします。全大会Ⅰでは、子どもサミットの報告とそれに対する質疑、全大会Ⅱでは、諸富先生に、「援助希求のサインを見逃さないために」というテーマで、子どもたちの報告や質疑を受けてのまとめも含めてご講演をいただきます。最後に全大会Ⅲでは、新沢としひこ先生による「音楽で心をやわらげよう」と簡単なコンサートを予定しています。

簡単ですが、説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

子どもサミットでも、子どもたちが本当にいろいろな意見を出してくれて非常に有意義でした。それを踏まえてのいじめ防止啓発セミナーということですね。

○小島委員 教育委員にはどんな役割を期待しているのでしょうか。

○指導室長 実際に、子どもサミットで子どもたちが議論をしたところです。どういう話し合いがあって、子どもたちからいろいろな意見が出て、子どもたちから発信を大人がどう受けとめているかなど、教育委員の先生方のそれぞれのお立場からご意見を頂戴できればと思っています。

それについては指導主事から調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 よろしくをお願いします。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

（なし）

8 後援名義等の12月分使用承認について

9 生涯学習推進課の12月事業実績について

10 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

11 図書館・郷土資料館の12月行事实績について

12 図書館の12月分利用実績について

○澤委員長 次に、「後援名義等の12月分使用承認について」「生涯学習推進課の12月事業実績について」「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」「図書館・郷土資料館の12月行事実績について」「図書館の12月分利用実績について」、この5件の定例報告については、配布資料のとおりです。

各案件について、ご質問ございますか。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

「閉 会」

○澤委員長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

○澤委員長 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、臨時会を1月26日火曜日、午後3時から開催予定です。よろしく願いいたします。

皆さん、お疲れ様でした。

(午後5時00分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐